

特定建設工事共同企業体協定書

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とし、他の事業は一切営まない。

(1) 摂津市（以下「発注者」という。）発注にかかる千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設工事（以下「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同企業体は事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事請負契約の履行が完了し、発注者の承認を得た日に解散するものとする。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

所在地 _____

商号又は名称 _____

所在地 _____

商号又は名称 _____

(代表者)

第6条 当共同企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び工事監督者等と折衝する権限、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 当共同企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものと

する。

商号又は名称 _____ パーセント

商号又は名称 _____ パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当共同企業体は、工事竣工の都度当該建設工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じたときは、第8条の規定による出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担)

第14条 決算の結果欠損金を生じたときは、第8条の規定による割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は第三者に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員の承認がなければ当共同企業体を脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当共同企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項まで準用するものとする。

(構成員が破産又は解散した場合の処置)

第17条 構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(共同企業体解散後の契約不適合責任)

第18条 当共同企業体が解散した後においても、当該建設工事につき契約不適合があつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外1社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、それぞれに構成員が記名押印し、各自所持するものとする。なお、残1通は、発注者に提出するものとする。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

印

所在地

商号又は名称

代表者名

印